

第二十四回国会 参議院 商工委員会 會議録 第三十五号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)午後二時四十七分開会

委員の異動

本日委員斎藤昇君、小松正雄君及び河野謙三君辞任につき、その補欠として小野義夫君、栗山良夫君及び岸良一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 西川弥平治君
白川 一雄君
阿貝根 登君

委員

上原 正吉君 高橋 衛君 芥米地義三君 海野 三朗君 上條 愛一君 栗山 良夫君 藤田 進君 加藤 正人君 山川 良一君
國務大臣 石橋 湛山君
通商産業大臣 岩武 照彦君
政府委員 通商産業大臣 臣官房長 鈴木 義雄君 通商産業省 小室 恒夫君 通商産業省 織維局長 山木友太郎君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した案件
○織維工業設備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三輪貞治君) ただいまより委員会を開きます。
まず委員の異動について申し上げます。

本日、河野謙三君が辞任され、その補欠として岸良一君、斎藤昇君が辞任され、その補欠として小野義夫君が、小松正雄君が辞任され、その補欠として栗山良夫君がそれぞれ指名されました。

○委員長(三輪貞治君) 織維工業設備臨時措置法案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○上條愛一君 昨年の八月に作り出した織維産業総合安定策を樹立するため設置せられた機関だと思いますが、これが結局審議の結果、総合対策は立てずして、単に結論としては本法案の設備を制限するという点だけにどまらなかつたという事だか、何ゆえこの総合対策審議会では総合安定策が立てられなかつたかという点についてお知らせを願います。

○政府委員(小室恒夫君) ただいまの御指摘の総合対策審議会においては、経済五カ年計画と照応いたしました。今後五カ年の各織維別の需給計画、その内需、輸出の見通し、その他に基いたって検討いたしました。これに基いて今後の長期対策を立てるといふことで、この設備対策のほかに需給の調

節の問題、特に操短の問題、あるいは価格の引き下げの問題、その他についても答申はあつたのであります。これらの点は法律に盛り込んで、従来通り行政措置として実施して参るといふ点からこの法律に載せなかつたのであります。設備対策、生産調節対策、ほかにもちろん輸出の問題、あるいは輸入の問題、その他ございませうけれども、これらは今後この法律に基く審議等においても十分それらの点も検討した上でこの法律の運用をいたして参りたい、こういうふうに実は考えております。

○上條愛一君 そうすると、総合対策審議会においてはこの設備制限のほかに、総合安定策というものの答申が明確にあつたということですか。あつたが、しかしそれは行政措置その他でおやりになつて立法化さなかつた、そういう意味でございませうか。

○政府委員(小室恒夫君) 総合対策の重点的事項については答申がありましたが、むしろ今後とも貿易問題その他についてさらに総合対策を補強していくという必要はあるかと存じます。

○上條愛一君 しかるに総合対策審議会は本年の二月に解散をせられておるわけなんです、この審議会を解散したという理由は、すでに総合安定策が樹立されてその任務は完了したという意味ですか。今おっしゃるところにやるといふと、なお今後引き続いて総合対策を立てる必要があると、こういうふうに解釈できるので、どちら

の意味で解散をせられたのですか。
○政府委員(小室恒夫君) とりあへず昨年八月に設置せられた審議会は、六カ月間の期間をもつて必要な立法化の準備という意味を含めて設置した臨時の審議会でありました。二月一日の答申でもつて総合対策というものの重点的事項について、特に立法化を要する問題等について報告、答申がございましたので、一応任務が完了いたしましたわけでございませう。さらに織維全体の問題をこの審議会の答申に引き続いて答申を基礎として通産省として考えて参りたい、こういうことでございませう。

○上條愛一君 御承知の通り操短の歴史といふものは操短の歴史であるといわれておるわけでありまして、戦後において、昭和二十七年に四割操短が指示せられました、このときに御承知の通り約五万以上の労働者が雇休制度という制度によりまして職場を離れて故郷へ帰つたのであります。なおそれでも、過剰生産を押し替へることができずして、昨年また通産省は一割二分の操短を指示せられて、今日それが四分になっておられますが、続いております、こういう現状であります。

それで私どもの察知するところによれば、こういう戦後の織維産業の混乱を除却するために総合対策審議会というものを作つて、このよう操短を繰り返さないで、織維産業全体の安定策を立てるということが主眼であつたのではないかと思われませう。しかるに、そ

こから出てきたものは重点的の御意見は答申せられたと言つて参りました。が、具体的に現われて参りましたのは、わずかに本法案の、設備制限という結果にすぎないと思つたのですが、私のお尋ねしたい点は、このような設備制限といたつただけをもつて織維産業の安定策を立てることは不可能ではないかというふうに考えられます。単に生産過剰を押し替へるという立場から考えてみましても、過剰の機械だけを制限すればそれで過剰生産を押し替へることを当局はお考えになつてこれを立てて参つたのか。たとへば設備は減らしても、残つた設備の回転率、操業度というものを考えなければ、これは過剰生産を押し替へることはできないのではないかと考えますが、この点について、当局のお考えはどういうお考えでございませうか。

○政府委員(小室恒夫君) 織維の需給調節の対策一つをとらえまして、確かに設備の制限だけでは効果を全うすることはできないのであります。これは先ほど申しましたように、万やむを得ざる場合には行政措置としての操短を指示するも、これは過剰を生産を押し替へるも考えていかなければなりません。またそういう勧告をい

たします際には、ただいま申し上げました回転率の問題もあつたし、その他いろいろ操業上の問題についてもできるだけ考慮に入れて勧告をいたすということが必要ではなからうか、こういうふうに考えておる次第であります。

○上條愛一君 なお私は本法の制定と同時に繊維当局としてお考えを願わなければなりません。これは日本の繊維産業の輸出と関連のある問題であります。御承知の通り、すでに戦後において、アメリカを中心にして、日本の繊維製品の輸出を制限しようという具体的現われが出てきております。これはいろいろ原因はありましようけれども、主として日本の繊維製品というものが値段を安くして、いわゆるソーシヤル・ダンピング的に国外に輸出せられる結果、自国の繊維産業がこれによって圧倒されるという憂いがある結果として、日本の繊維製品の制限問題が起きておると考えます。これはすでに昭和八年にチープ・レイバー・ソーシヤル・ダンピングという問題が起つて、日本の繊維産業が関税障壁にあつて、非常に苦境に立つたわけです。そこでわれわれが、正常なる輸出という、この第一条に明示してあります。もし通産当局が正常なる輸出を促進するという立場をとられた場合において、この日本の輸出が阻止せられるという原因がどこにあるのかというお考えでありますか。

○政府委員(小室恒夫君) わが国の労働賃金が、特に絶対額においてアメリカ、あるいは主たる西欧諸国に比べて格段と低いことは事実であります。これはわが国の物価あるいは食糧の価格、その他いろいろの考慮も払わなければ、直ちにその価格だけで論ずることも困難かと思ひますが、むしろ低い賃金水準ということが繊維製品の輸出にも相当影響しておるといふことは事実であります。特に最近のわが国の輸出で、各国で問題になつてお

ります点は、やはり過当な輸出面における競争によつて、当初の比較的安い値段をさらに充りくずしていき、そうしていたずらに数量のみが増大して、相手国の市場を攪乱し、あるいは相手国の競争者を不安に陥れるというところにあると思ひますので、賃金水準を高めることはもとより、生産上の必要性と相俟つて必要でございますけれども、それが当面の問題として、輸出面における過当競争を防止することが必要であります。またその他さうさかのほつていへば、輸出品の生産の調節、こつういうような需給面の根本的対策を立てることがここに必要になる、その一環として今の設備の制限を考えた次第でございます。

○上條愛一君 小室局長のお話で、日本の繊維製品が国際的に過当競争をしているといふことについては、後ほどお尋ねする機会があると思ひますが、私のことでお尋ねしたい問題は、名目賃金だけをもちつて日本の賃金がチープ・レイバーだと私は断定はいたしません。しかしこれは名目賃金だけではないに、実質的に考へてみても、日本の繊維産業の労働者の賃金は、英米その他の繊維産業に比すれば、チープ・レイバーであることは間違ひはない。同じように考慮を願ひたい問題は、労働時間の問題であります。すでに局長も御存じだと思ひますが、フランスあるいはイギリス等において、すでに繊維産業の労働時間というものは四十八時間よりもはるかに短縮しておるんです。そこで繊維局長としてお考えを願ひたい問題は、操短を指示せられる場合、あるいはこつう設備制限の問題を考慮される前に、

過剰生産を除去するための一つの方法として労働時間を考へるのが当然ではなかつたかと考へるのであります。これは操短の御指示のあつた場合においても労働者側から強く要望したところでありまして、御承知の通り、現在の繊維産業の労働者のうちでことに婦人でありまして、これらの人々は労基法の六十二条によりまして夜十時以後の深夜業はやれないといふことにきまつております。しかるにこれを第二項において緩和されまして、当局の許可が得られるならば十時半まで延長することができると、こつういふことになつております。十時以後の労働がいかに労働者の健康に悪影響を及ぼし、また能力にも影響を及ぼすかといふことは、御存じの通りでありますので、私もこの法として第一にとらるべきものは、この労働時間の短縮によつてまず生産の制限をできるだけ行なつて、なおしかる後にこれを押さへることができないといふことであれば、その上で機械設備の制限といふものも考へせられるのが順序ではあるまいかと考へるのであります。この点についてどうお考えになるのか。

○政府委員(小室恒夫君) まあ労働秩序が維持せられ、特に労働基準法の規定が守られなければならぬといふことは、これは当然であります。その範囲内ではいかなる労働条件で操業をやらしますか、この問題は、第一番にはやはり当該企業と労働者側との話し合ひ、協約その他によつてできるだけ合理的な労働条件をきめていくといふことが望ましいんではないかと思ひます。しかしながら、もちろん操短勧告

等をしていふ場合には、これらの点も十分考慮に入れて行政措置を実施していきたいと、こつういふふうに考へるわけでございます。

○委員長(三輪貞治君) ただいまの問題は、あれじゃないですか、政策の問題だから大臣から御答弁願つた方がいんじやないですか。

○上條愛一君 大臣でけつこうです。なおそれでは大臣にお尋ねいたしますが、この問題は私がなぜ強く要望するかといふと、これは日本の繊維産業が国際的に正常なる発展をするためには、どうしても日本の繊維産業といふものは不競争ではないという立場を漸次に明確にしていくということが必要だと思ふんです。それについて、賃金がチープであるかどうかといふことについては、今局長もおつしやる通り、物価の問題もあり、生活程度の問題もあり、名目賃金だけをもちつて、イギリスの五分の一であり、アメリカの十分の一であるから日本の繊維産業の労働者は低賃金だと、こつう機械的に私は断定したくはないのです。しかし、少くとも労働時間という問題は、これは明確な標準になり得る問題だとわれわれは考へておるのです。そこで日本の繊維産業としては、明確に標準となる労働時間に対して、でき得る範囲内においてこれを短縮して、日本の繊維労働者もチープ・レイバーではないんだと、不当競争の立場に立つていふ必要はないのだといふことを明確にする必要がある。それについては、いたずらに私どもは産業の実情を無視して時間を短縮せよなどといふことを要望はいたしません。しかし、少くとも労働基準法において明記せられて

おつて、通産省がただ労働省が除外規定として認容しておるとの十時から三十分の労働時間を短縮するといふことは、これは労働対策として、いわゆる過剰設備の一つの制限の方法としても、また日本の繊維産業が国際的にチープ・レイバーではないのだと、不当競争ではないのだという立場を明確にする一つの重要なポイントであるのではないかと考へますので、何がゆゑにこつう重要な問題をそのままにして単に設備の制限だけをやられるかといふ点をお答へ願ひたいのです。

○國務大臣(石橋湛山君) まあ日本のチープ・レイバーといふことはいろいろ原因があるでありましようが、繊維産業だけでなく、全体の日本の産業自体のプロダクティブイティ、ことに農業方面のプロダクティブイティの問題に関連するのだと思ひますが、賃金のどれが、プロダクティブイティが低くて、そつうしてノミナル・ウェイジスが低いのは、これは当りまえの話ですから、それを必ずしもチープ・レイバーとは言えないのでありましようが、そつういふ点はむずかしい問題で、容易に論断ができませんが、まあ今のお話のように、生産制限をするときにまず労働時間の問題を考へるときには、非常にごもつともなことを存じます。ただまあその際にも問題は、同じ繊維産業の中でもいろいろの等差がありまして、たとへば相当の大きな繊維産業であるなら労働時間の短縮も可能であるけれども、その場合においても、非常に零細な織機などをやつておるといふような方にはなかなか労働時間の短縮ということが今の状態ではまだやれないと、これも漸次整備していかなく

ればならぬと思っておりますが……
というよりなことで、労働時間の原則に触れますと問題が非常に厄介になり
ますので、まあ実をいへばそこを避けて、生産制限の場合もまずやりよい機械の設備の封鎖とか何とかいうことに行つておるわけでありまして、しかしお説は非常にごもつともでありますから、なおそういう点についてとだけの実行ができますか、一つ研究はしたいと思つております。

○上條愛一君 この問題については、通産省としても、これは労働省の所管の問題でもありますから、よく労働省とも緊密な御連絡のもとに、近き將來においてこの問題についての対処を願いたいと思つております。

それからその次にお聞きいたしたい問題は、今度の機械設備の制限の問題は、いづれ新しく設置される審議会において具体的ことは討議決定を見られると思つておりますが、その基準になるものは、本法によりまして、昭和三十五年における繊維製品の需給見通しの上になつておるわけであり、このことになつておるわけであり、この大臣にお尋ねしたいのは、この三十五年の繊維製品の需給見通しという事になれば、これはむしろ繊維産業全体をにらみ合せて考えなければならぬと思つておるが、たとえばこの昨年の八月に設置されました繊維産業総合対策審議会にも、生糸の部門、製糸部門がお入りになつておつたかどうかということをごさいます。

○政府委員(小室恒夫君) 生糸は入つておりません。

○上條愛一君 そろすると、やはり今後繊維産業全体の需給見通しというよ

うなことをお立てになる場合においては、やはり生糸のことも考慮に入れるのは当然であらうと思つております。そこで大臣にお尋ねしたいのは、一体今日その生糸生産部門というものが、依然として農林省所管になつておるにして、通産省の所管になつておらない。これは主たる原因は繭が農林省所管である、こゝういふ建前に立つて、農林省の所管にずつと因習的に続いておりますのではないかと

思つておるが、今日すでに繊維産業全体としての総合対策を立てなければならぬといふ場合において、通産省において総合対策を立てる場合に、生糸部門はその所管にない、そしてこれを加えて総合的の対策を立てられないといふようなことでは、これはほんとうの総合的の対策が立たぬのではないかと思つておるが、これは通産省だけで決定のできない問題と思つておるが、大臣が閣議その他等において、行政機構の改革の問題もありませんか、この際、少くとも生糸部門は農林省所管から通産省所管に移す、そして総合的の対策を立てるといふことが妥当の策ではないか、単に原料が農林省所管であるから、依然としてその生産部門まで農林省に置くといふことは、すでに麻部門においても麻の多くは農林省所管であります。従つて、こゝういふ実情であります。従つて、すみやかに、私の希望としては、この生糸部門も通産省所管に移して、そして行政機構の改革の立場からいへば、こゝういふことをなわ張りをおこなつて実行するといふことが行政機構改革の一つのポイントであると思つておるが、ぜひこれは近き將來

に御努力を願つて、そのような処置を講じていただきたいと思つておるが、いかがなものかと思つておるが、

○国務大臣(石橋湛山君) たいまはお話のように農林省も大体やっておりますし、今もつて輸出などについては通産省もこれに関与して努力いたして

おりますが、これはまあできれば全体の繊維として、もつとも今は生糸は同じ繊維の中でもやや立場が戦前と変わつておりました、特殊の観点から考えなければならぬのでありますが、それにして、もし行政機構の改革をする場合には農林省よりも通産省が所管するのが適当だと考えておられますから、そゝういふふうな話はいたしたいと思つておるが、

○上條愛一君 次に、先ほどの大蔵、商工連合審査の場合にも出た問題であります。当然この法案を提出する場合同様に、関連産業の立場を考慮しなければならぬかつたといふことは、これは当然だと思つておるが、ただ、二十五条には「関連事業者の利益を不当に害するおそれ」がないようにしようといふばく然たる規定だけあります。が、実際の処置として、これは百貨店法と同様に、このような法律が準備される場合においては、これはその法律の施行されない前に設備を作らうといふことは、これは当然行われざる事だと思つておるが、そゝういふことを予想せられたかどうかといふことをお尋ねしたい。

○政府委員(小室恒夫君) 遺憾ながらそゝういふことが起るであらうといふことは予想しております。実はそれに幾らかでも水をかけたといふ気持で先ほど申しましたが、新增設の綿紡

織設備あるいは毛の紡織設備については、これは原綿原毛は割り当てませんよといふことを通産で明確にして、また各種の機会にそゝういふ警告的な話をした参つたわけでございます。

○委員長(三輪貞治君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。

○上條愛一君 それは単に設備制限を実施した後に於けるその対策といふこととでなしに、関連産業がこの法律を実施する際において直ちに当面して置く問題について相当な考慮を払つて処置をしておくべきであつたと、こゝういふことは考へる。こゝういふことは、今日の実情はすでに局長も御承知の通り発注が殺到しているときに、現地で、そゝうするといふと、この法律を実施しようとするときには、すでに莫大な設備が新たに生じているといふことなんですね。しかもこれは防ぐことができない、こゝういふことです。それからまた、そのよゝうな現実から生まれてくる場合に、この法律を実施したら、局長の憂えられるよゝうに、機械メーカーの方は直ちに相当な手をこゝうむつて労働者の失業者を出すとこゝういふことが明確にこれに予想せられるわけですね。そゝういふ点について、あらかじめ考慮を払われたいのであります。

○政府委員(小室恒夫君) 先ほど申しました繊維産業総合対策審議会においしても、今のいわゆるかけ込み増設、あるいは紡織工業に及ぼす影響、これは取り上げて議論もされておりましたし、また答申をお読み下さればわかり

ますが、特に関心を払い、注意を払うべき事項として答申の中にも載つてい

るわけでございます。ただまあ私ども、この程度の規模において、かけ込み増設が行われるといふことは、実は程度の問題として予想を越えた増設が行われている感じでありまして、昨年あたりには比へまして非常に機械工業が一時的に活況を呈しておりました、まあ元來が景気、不景気に非常に影響せられ、山があり、谷がある工業ではありますけれども、この異常な活況のあとで谷間ができるというおそれは相

○上條愛一君 もう一点だけお尋ねしたいのですが、この繊維産業総合対策審議会のメンバーには機械メーカー並びに従業員の諸君の代表は出さなかつたから出さなかつた。これはわかりませんが、それならばこの設備制限法を出そうといふ以前において、それらの機械メーカー並びに従業員の人々と

御懇談を願つて、あらかじめそういうことについてのお打ち合せをなさつたかどうか。

○政府委員(小室恒夫君) 機械メーカーの方々は、これは非公式にはありませんが、協会の理事会その他の席でその審議会の審議経過なり、あるいは法案の立案の経過なり、まあ毎月一べんくらいは連絡をしておるような形でございまして、これは非公式の連絡でございます。まあ労働組合の方々と申すはありますが、いろいろな機会に懇談いたしております。

○委員(三輪貞治君) 今のにもちよつと関連して、関連産業としての機械メーカーの数、それからそれに関連する下請業者の数、これらで働いておる従業員の数等を一ツ詳細にお聞かせを願いたいと思ひます。

○政府委員(小室恒夫君) これは資料で一つ……。

○委員(三輪貞治君) それでは資料が出てから御答弁願ひたいと思ひます。

○加藤正人君 過剰設備がありますために過当競争が行われるのであります。その安定をはかるというためには、どうしても過剰設備の処理をしていかなければならぬ、これは当然の話でございます。今日の繊維産業の持つわが国の重要な輸出産業としての地位から見まして、この安定方策を進めるといふことは、一繊維業界の問題でなく、広く日本国民経済の問題だと思ひます。これは今さらちよちよを要しないところであります。この種の立法化がはかられた意義はまことに大きなものであります。こういう観点から見ま

すと、この法律はまだ十分とは申しがたいように思われるのであります。しかし、いかに不十分であつても、もしこれが不成立に終るといふような場合がありましたときには、先ほど来お話にありました通り、いわゆるかけ込み増設等のためにかえて設備が増加し、とかくこの前の機械の場合でもこ

ういう規制が行われるという、必ずその前に相当数量がふえるようなことがありましたので、今度もこの法律がもし不成立に終つたような場合におきましては、そういう弊害のみが残るといふようなことから考えますと、とにかくこの法案は早急に成立しなければならぬといふことを痛感するわけでありま

す。そういう意味から御質問を数点について申し上げたいのであります。最初に登録に関する問題であります。登録の対象となりま

す。設備は精紡機と織物編出機だけで、通産省令で定めておる技術上の基準に適合しておればそれでよいことになっておるのであります。が、ここに言うところの技術の基準とい

うものはしからば何ぞや。たとえば紡績部門における前紡工程等とはとえそつていなくともそれでいいのかというところが問題であります。事務当局の見解では運転可能状態、運転可能といふことを建前としておりますから、運用上は前紡工程等を考慮するとしておるようでもありますが、これをどの程度に認定するの

のであります。かけ込み増設の問題と関連をいたしまして、これは重要なポイントであると思ひのであります。この辺のところを具体的にどうなつてお

りますか、御説明を願ひたい。○政府委員(小室恒夫君) お示しの通りに、運転可能な設備でなければなりませんので、精紡その他前紡工程から一連の設備がそろつておるものでなければ工合が悪いわけでございます。大阪、名古屋等においてこの法案準備中

に各業界の方とお話したときにも、精紡機だけを工場でもつて並べてそろつてもそれは認めにくいですよといふことははつきりお話し参つたわけでありま

す。○加藤正人君 しかばそれはいわゆる一連の首尾一貫した設備であるかどうかといふことを確認するための検査は前もつてやるといふことになりま

す。○政府委員(小室恒夫君) その通りであります。○加藤正人君 次はこの合成繊維育成の見地から、別表第三によりますれば、合成繊維を三〇%以上含む場合にはその相手方繊維のいかんを問はずスフ紡以外の紡機であればいかなる区分に登録した紡機でも紡かれることになって

おります。従つて、たとえば合成繊維や毛の部門等でも合成繊維が三〇%以上含まれれば、綿の混紡は自由となるのであります。これは綿製品の需給調整を乱すおそれがあるのであります。これら部門に対して自然馴致されるところは、みだりに自由原綿の備開

を拡大するよ

うな結果になりはせぬか。これがまあ心配であると思ひます。その点はいかがでございますか。

○政府委員(小室恒夫君) 合成繊維のたぐひの問題をどういふふうに取り扱つかについては実は審議会でもいろいろな議論がございまして、最後までなかなかまとまりにくかつた点でござい

ますので、まあ今日の実情をいたしましては、合成繊維はやはり三〇%程度の混紡以下のものが大部分でありますので、合成繊維の需要を開拓して

合成繊維の育成をはかるというふうな見地も考慮に入れて、ただいまのよう

な規定をいたしたわけでございます。が、他面において原綿の割当等の運用

においてたぐひ御質問の点の弊害の点も出ないよう

にいたして、その間の調整をはかつていきたいと思ひます。○加藤正人君 そういふ憂いのないよ

界全体が一致して共同行為を実施することは実はなかなか困難であるようにも思われるのであります。もしこのように強制力のない指示によって実効をあげ得ないとしたしすれば、この法律は本来の目的に反して結果的にはなほだ皮肉にも百万鏝とも称せられるかけ込み増設を招来したということになるだけでありまして、かかる業界の動きはなほだこれは嘆かわしい次第でありまして、それほどさうに業界内部の利害は複雑であります。従いまして業界だけの話し合いではなかなか問題の処理はむずかしい。その意味で共同行為の内容に立ち入ってまでも、通産大臣の指示するところがあるのでありますから、指示に反するものは断固登録を取り消すとか、あるいは何らかの形で強制力を持たすという必要があるように私は思うのであります。この点いかがお考えになりますか。

○政府委員(小室恒夫君) 過剰設備の処理を最も能率的にかつ敏速に行います見地から申せば御説はまことにごもつともでございます。また現に中小業者の職機の整理についてはさういふ趣旨から衆議院で原案を修正されて強制命令の道を開かれたわけでありするから、そのかね合いから申しますればあるいは紡機についてはもう少し強い政府の態度が望まれる、さういふ御趣旨はまことにごもつともでございますが、私どももいたしましては少くとも当初の法律原案をいたしましてはこれは関係業者の十分なお話し合い、また政府側の行政指導を加えて、さうして実質的な共同行為、しかしながら大綱は政府が審議会ともはかり、また

業界ともよく話して相当実効上必要な大綱はすべてこれを盛るといふことでも参りたい。つまり共同行為の勧告は……、指示は、勧告ではございませぬけれども、行政指導でできるだけ実効を上げて参りたい、さういふ考えでございませぬ。

○加藤正人君 局長の見通しはまあ何とかこれぐらいで行けるというお見通しと思っておりますが、いろいろな前例によりましてなかなか私はこれほど躊躇うかというと案に過ぎるようにも思われるのであります。しかし案に過ぎると言つたつて実際それはあるいは杞憂に属することもあり得るのでありますから……、しかしこれはこの法律の骨子でありますから、この点

がもし局長の考えられるような結果にならなかつた場合にはこれは非常に重大であります。で、やりました結果、もしあなたの方針に反するような状態が現出いたしました場合には、そのときにおいても何か実効の上るような方法を將來のために再検討するということよりなご考慮、あるいは御用意が参りますかどうか。

第九部 商工委員会会議録第三十五号 昭和三十一年五月二十四日【参議院】

には、この法案の内容、あるいは運用等について十分再検討して参らなければならぬと思ふのであります。

○加藤正人君 次に共同行為の指示であります。共同行為の指示は中小企業安定法に基く登録機についてもなされるわけでありまして、この場合紡績兼営業者と織布専業者とを含めた一本の共同行為とするかどうかの問題であります。これは中小企業安定法そのものについても言える問題であります。兼営業者と専業者とは業態も違いますが、共同行為を実施するための事情も全然違つてありますから、その取扱いが別個にすべきである、かように思うのであります。御見解はいかがですか。

○政府委員(小室恒夫君) これはお話しのごとく中小企業安定法に基く生産制限等を実施する場合にも同じような問題がございまして、一つの調整の規定では一応一本にして、一つの同じ原則を生産制限等をいたす、あるいは設備制限をいたす、設備制限も同じような原則であります。設備制限も同じような原則でいたすが、実際の実施面において兼営の部分、それから専業者の部分とが両方とも実情に即した運用になりますように関係団体とも話し合い、またその繰で行政指導をいたしておりませぬから、今後とも同じような考え方でいきたいと思つております。

○加藤正人君 次に操短に関する問題であります。過剰設備の処理は漸進的に年を追つて建前となつておつて経過的にはなご過剰状態が存在することに従つて自然時に依つて操短短縮の問題が起つてくる可能性がある。この意味において本法において操短に法的

に根拠を与えておくことが望ましいと思ふ。当初案にはそのような考え方が盛り込まれておつたように承つておるのであります。この原案にはそれが引つ込められております。この点から公取引委員会あるいは法制局との間に何らかのお話し合いがあつたようにも聞き及んでおるのであります。この辺のことはどのようにお考えになつておられますか、参考までに承つておきたいと思ふ。

○政府委員(小室恒夫君) お話の通り当初の政府原案には操短勧告を法的に裏づける規定がありました。しかしながら公正取引委員会等の話し合いに際しまして、独占禁止法自体についても改正の問題がいろいろ検討されてい

る際でもあるし、この生産制限の共同行為といふものを勧告するといふ規定はその関連からいつてもこの際法制化することはいかかか、これは法制化絶対には必要とするものであればまた別であります。従来行政行為、行政的措置といつたしまして、勧告を実施しなれば支障がないということでありませぬ。もちろんそのほかに操短勧告の法的な裏づけについての反対意見も二、三ございまして、とりあえずは行政措置として必要やむを得ざる場合には操短勧告をやるといふ話し合いでこのような原案となつたのでございませぬ。

○加藤正人君 例のかけ込み増設分に對しまして、これに対する措置をいたして原簿割当その他何らかの取扱いを考へておるといふことのように聞いておられますが、いかなる場合においても正直者が損をするというようにな

どのないようにこれはぜひお願いしたいと思ふのですが、この点をほつきりと承つておきたいと思ふ。

○政府委員(小室恒夫君) この点は繰り返して申し上げます。大阪、名古屋等において業界人等との懇談会においてもはつきり誤解のないように申しております。まあ関係者としては関心事でありますので、さういふ点についてかなり繰り返して質問を受けましたけれども、先に出した通牒はこれは厳守するつもりであります。御答弁をいたしておきます。

○加藤正人君 最後にもう一点承わりたいのでございませぬが、過剰設備の買上げ価格につきましては、多分審議会において決定されることになるのではないかとおもうのでございませぬが、大體の目途といひますか、目安として政府ほどの程度のものをお考えおられるのであります。これは先ほども何かお話があつたやうであります。われわれの心配するところは現在あまり余裕のない、中には税金すら満足に納め得ないやうな中小機布業者にとつては、若干の政府補助があるといふものは、若干の賦課金は相当に負担になると思ふのであります。あるいはこれにたえて得られないやうなところもこれは出てくることと想像されます。さういふし損だといふやうなことをおされて、これを自然出仕済むといふやうな風潮になつてきて、結局過剰処理もできないことになりはせんか、政府からは補助金をもらつておられる、しかし受益者である業者の賦課金が集まらぬといふやうな結果になつてはこれはなほだ不

五

面目であると言つて、この点について政府で何か強制措置がとれぬものかという点を力説していたところの中小企業団体の幹部もあつたのであります。政府はこの点をどのようにお見通しになつておられますか、一応承りたい。

○政府委員(小室恒夫君) 過剰設備の最も顕著な織布部門は同時にまた負担力の少い中小企業が圧倒的割合を占めておるものであります。お話の困難な問題が生ずるといふことは十分予期しておるわけでございます。従いまして私どもといたしましては法律公布後においてまず各地における機械の状況をよく調べまして、どの程度の価格のものが大體どのくらい適用せられる見込みであるかといふことを

〔委員長退席、理事阿具根登君着席〕

さらに具体的に調べまして、そこに生ずる資金の需要、それからまたスクラップの価格がどの程度になるか、それからまた政府の補助金、大體一台当り一万円ぐらいになりますか、これらの計算をいたしました業者の負担金などの程度になるかといふことを検討いたしました。しかる後に具体的に負担金の取り方をきめなければなりません。私どものただいまの感じでは製品の検査の際に負担金の徴収をするのが一番実際的ではなからうかといふふうに考へております。

なお今の強制的な手段が必要ではなからうかといふ業界の意見につきましては、先ほども申し上げましたように、衆議院の方でそういう過剰設備の処理命令ができるような道を法的に修正の結果開きましたので、まあ、万やむを得ざる場合にはこの方法もとらざる

を得ないかと思ひます。いずれにしても負担能力をあまりこえない合理的な負担金の額をきめなければならぬかと思つております。

○加藤正人君 これで終わります。

○吉米地義三君 この一点だけ伺いたいのです。それはアメリカの繊維業者が日本の繊維製品の販売について非常な物議を起しているといふことであります。国内における機械の過剰によつてストックができた、そのストックのダンピングというふうな一時的な問題であつたのか、あるいは恒久的に日本の製品は安いといふことであるのか。その原因と、それからあのトラブルの見通しをちよつとこの機会に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小室恒夫君) この一兩年アメリカに對しまして綿布、特にブラウス等が急激な勢いで輸出が増加いたしました。これが御指摘の通り先方の競争業者等から物議をかもしているわけでございますが、その原因はいろいろございまして、日本側で綿業が比較的不況の状態にあつて原反を安く提供をした時代に特に伸びてきたといふことも事実でございます。また個々にいて申しますと、ブラウスなどは最初試験的に輸出したものがクレームがついた、それを地方で安く売つた、ところがこんないいものがこんなに安い値段で売られたのかといふので急に需要が集まつてきたといふようなちよつと奇妙な現象もその間にはございまして、アメリカの景気が非常によろしいといふこと、それからまたガットの問題等にかつて関税の引き下げが行われたことも若干の影響がございまして、いずれにしても非常な勢いでブラウス等が伸びた

ことは事実でございます。ところで今後の見通しであります。今年あたり綿布は先方の示唆もございまして年間一億五千万ヤールといふことに自費自製措置をとつたわけでございますが、綿布の品種別の流行の変遷もございまして、それから御承知の綿糸布が高いものですからその面で競争力がないといふ事情も幾らか生じておりますし、実を申すと一億五千万ヤールのワクまで達しないのじゃないかといふ今年の見通しでございます。それからブラウス等についても少し行き過ぎて何と申しますか、品だるみといふか、やや向うの、日本品の供給過剰になつていふような影響もございまして、しかしながらアメリカのマーケットは非常に広いマーケットでございますので、他面において私どもが数量制限をしていない品種で相当輸出がふえているものもございまして、通じて申せば綿製品の市場はやはり漸進的に拡大していくかと存じます。ただ遺憾なことは、どこかの業者が相当努力してある品種の市場を開拓いたしますと、他の業者がもつと安値でもつてこちらからオフアースするといふか、いろいろ運動をいたしました。結果において非常に値くずしになる、また品物も悪くなる傾向がありますので、この辺が私どもの対策の最も苦慮している点でございます。不十分でございますが……。

○理事(阿具根登君) ちよつと速記をやめて下さい。

○理事(阿具根登君) 速記を起して下さい。

〔速記中止〕
本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、鉄害賠償及び鉄害復旧制度強化に關する請願(第一一九号)

第一一九号 昭和三十一年五月八日受理
鉄害賠償及び鉄害復旧制度強化に關する請願

請願者 福岡県知事 土屋香鹿
外八名

紹介議員 西田 隆男君

最近鉄山の復旧が所期のように入進まなしいのは、鉄害に關する紛争がますますはげしくなつたためであるが、これは、鉄業法、特別鉄害復旧臨時措置法及び臨時石炭鉄害復旧法等現行鉄害關係法規の一部が、すでに今日の社会情勢に適合しない諸般の不備欠陥があるためであるから、鉄害問題の急速かつ根本的解決方策としての鉄害賠償及び鉄害復旧制度の強化のため、これら諸法規の整理並びに財政的措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。